

いじめ事案における加害児童保護者への支援に関する一考察

立命館大学大学院

応用人間科学研究科

対人援助学領域

人間形成・臨床教育クラスター

大松 美輪

現在、いじめへの対応、とりわけいじめ事案における加害側の保護者への対応が難しくなっている状況があると考えられる。2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、これまでよりいっそう被害者に重点が置かれ、学校においては発達保証の観点を含んだ教育的な指導が困難なってきたと言える。

本研究では、いじめの加害児童の指導や支援を進める上で、保護者対応が必要だが、様々な背景をもつ家庭があり、関係機関との連携が困難な状況にあることについて検討した。そのため、筆者らは大阪府南部地域の小中学校の教員10名に対して、いじめに関するアンケート用紙への記入及びヒアリングによる調査を実施した。

スクールソーシャルワーカーなど外部支援者が、子どもの置かれた状況に応じて支援機関と連携し、必要な組織同士が協力体制を作ることは、子ども支援を進めるために有益である。また、加害児童が学び直しの機会を得るなどの支援を受けるためには、保護者の理解と協力はなくてはならないものである。しかしながら、保護者が支援を受けることに抵抗がある場合もある。そのようななかで、なぜ保護者がそのような反応になるのかを含め丁寧にアセスメントを行い、支援的に関わる必要がある。それでも保護者の了解が得られない場合には、保護者の了解が得られない場合を前提とした学校が取るべき対応を考えなければならない。